【随時申請用】

令和９・１０年度

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類提出・作成要領（測量等）

１　この申請は、裁判所が発注する次の業務を対象とします。
(1) 測量
(2) 建築関係建設コンサルタント業務
(3) 地質調査業務

２　裁判所においては、「最高裁判所事務総局経理局長」に対して申請書類を提出し、資格決定通知書により資格が付与されたときは、全裁判所が発注する測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査について競争参加資格が認められます（個々の発注機関に対して申請する必要はありません。）。

３　随時申請の受付
(1) 受付期間
令和９年１月１６日から令和１１年３月３０日まで
(2) 申請の方法等
申請書類を郵送（普通郵便可）又は持参する方法により申請してください。
ア　郵送の場合
宛先　別紙１「提出場所一覧表」のとおり
イ　持参の場合
(ｱ) 受付場所　別紙１「提出場所一覧表」のとおり
(ｲ) 受付時間　午前９時３０分から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）
（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から１月３日）を除く。）
(3) 提出書類
ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（様式第１の１、２及び３）
イ　添付書類
(ｱ) 業態調書（様式第２）
(ｲ) 測量等実績調書（様式第３）
(ｳ) 技術者経歴書（様式第４）
(ｴ) 営業所一覧表（様式第５）
(ｵ) 登録証明書等（営業に関し、登録を受けている場合にあっては、当該登録を証する書類の写し（証明年月日が申請書提出時から３か月以内のもの））
(ｶ) 登記事項証明書（証明年月日が申請書提出時から３か月以内のもの）の写し
(ｷ) 財務諸表類の写し
(ｸ) 納税証明書等（証明年月日が申請書提出時から３か月以内のもの）の写し
(ｹ) 委任状（様式第６）（行政書士等の代理人による申請をする場合）
(ｺ) 測量等実績調書、技術者経歴書、営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等及び財務諸表類については、測量法第５５条の８による書類の写しを提出した場合、建設コンサルタント登録規程第７条等による現況報告書副本の写しを提出し、競争参加資格希

望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、書類の添付を省略することができる場合がある。

※ (ｵ)の登録証明書等及び(ｷ)の財務諸表類については、申請者が「建設関連業者閲覧システム」又は「建設関連業の登録業者に関する情報提供システム」（以下「建設関連業システム」という。）に登録され、登録内容と申請内容が一致する場合には、提出を省略することができます。一致しない場合には、当該システムの登録情報を修正してください。修正された登録情報が確認できない場合は、追加の書類の提出を求めることがあります。ただし、測量業の方は、測量業登録（通知）の提出により(ｵ)の登録証明書等の提出を省略することができます。

(4) 提出部数

１部

(5) 提出に当たっての注意事項

提出書類の記載事項の審査基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし「営業所一覧表」については申請日現在）とします。

(6) 資格審査結果の通知及び資格の有効期間

ア　資格審査結果は、資格決定通知書の郵送により申請者に通知します。

イ　資格の有効期間は、資格決定の日から令和１１年３月３１日までとなります。

4　申請書類に用いる文字はＪＩＳ第一水準・第二水準に規定されているものに限ります。それ以外の漢字については、類似漢字若しくは仮名に書き換えてください。

5　申請書（様式第１の１、２及び３）の作成方法

(1) 様式上、「※」に該当する項目については、記載しないでください。

また、「15 電子入札用ＩＣカードの登録番号」欄は、記載を要しません。

(2) 「01 新規・更新の別」欄には、該当する申請区分の番号（１又は２）に○印を付してください。

なお、（１新規）とは、裁判所に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回（令和７・８年度）の申請をおこなっていない場合をいいます。

(3)「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。

(4) 誓約文の下「令和　年　月　日」の箇所には、申請書類を提出する日付を記載してください。

(5) 「07 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 39 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者について､国税庁長官から通知された 13 桁の法人番号を記載してください。

(6) 「08 本社（店）住所」から「16 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載してください。

ア　フリガナの欄は、カタカナで記載すること。

なお、「08 本社（店）住所」欄の都道府県名及び「09 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表わす文字については、フリガナは記載しないこと。

イ　「08 本社（店）住所」欄での丁目及び番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載すること。

（例）

チヨダクハヤブサチョウ

東京都千代田区隼町４－２

ウ　「09 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	一般財団法人
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(一財)

種類	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人
略号	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)

（例）

チヨダケンセツ
（株）千代田建設

エ　「10 代表者氏名」欄、「11 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。)については、姓と名前との間は１文字分空けること。

なお、代表者の役職については、フリガナは記載しないこと。

（例）

チヨダ　タロウ
千代田　太郎

オ　「12 本社（店）電話番号」欄、「13 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄及び「14 本社（店）FAX 番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（　）は用いないこと。

（例）

０３－３２６４－８１１１

カ　「16 メールアドレス」欄については、申請者本人又は担当者のアドレス（代理人のアドレスは不可）を記載すること。

なお、メールアドレスを持っていない場合、「なし」と記載すること。

キ　「17 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用する。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は本欄への記載は不要である。

(7)「18 登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載してください。

ア　測量業者・・測量法（昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条による登録を受けている場合。

イ　建築士事務所・・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条による登録を受けている場合。

ウ　建設コンサルタント・・建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第 2 条による登録を受けている場合。

エ　地質調査業者・・地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号)第 2 条による登録を受けている場合。

(8)「19 設立年月日（和暦）」欄については、登記事項証明書記載の設立年月日を記載してください。

(9)「20 みなし大企業」欄については、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にレ点を入れてください。

(10)「21 測量等実績高」の各欄については、次により記載してください。

ア　裁判所が設定した業種区分（測量、建築関係建設コンサルタント及び地質調査）に対応した競争への参加を希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）について記載する。

イ　「②直前２年度分決算」、「③直前１年度分決算」及び「④直前２箇年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載する（決算が１事業年度１回の場合には、「②直前２年度分決算」及び「③直前１年度分決算」の各欄のうち、右欄のみに記載する。）。

なお、「③直前１年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去１年間の決算を、「②直前２年度分決算」とは直前１年度分決算の前の１年間の決算を、「④直前２箇年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

ウ　個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績高（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績高を記載する。

エ　共同企業体の場合は各構成員の実績高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の実績高合計金額をそれぞれ記載する。

オ　「⑤申請を希望する部局」欄については、記載を要しない。

(11)「22 有資格者数」欄については、裁判所が指定する資格者の範囲に従い該当職員数を記載してください。記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員及び友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないでください。

なお、資格者のうち、「技術士（建設部門）」とは、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第２次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者を、「技術士（応用理学部門）」とは、同法による第２次試験のうち技術部門を応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者をそれぞれいいます。

(12)　「24 自己資本額」の各欄については、次により記載してください。

ア　「①株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。

また、外資系企業の場合には、「①株主資本」欄の合計欄の上段（　）内に外国資本の額を内数で記載する。組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に、利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。

イ　「②評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合に、その合計の額を記載する。

ウ　「③新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載する。

※　個人にあっては、「④計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載する。

(13)　「28 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（１、２、３のいずれか）に○印を付するとともに、［　］内に外国名を、（　）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。

なお、「２　日本国籍会社（100%）」とは 100 パーセント外国資本の会社を、「３　日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

(14)　「29 営業年数等」欄の「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（２業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間を記載してください。ただし、当該事業を中断した期間がある場合は、その期間を除外した期間（１年未満切捨て）を記載してください。

(15)　「30 常勤職員の数」の「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載してください。また、「④ 計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載してください。

なお、「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいます。

6　添付書類の作成方法

(1) 業態調書（様式第２）

「都道府県別受注希望地域」欄には、競争参加資格希望業種ごとに、受注を希望する地域に本社（本店）又は支店等がある場合で競争参加を希望する地域には「○」を、本社（本店）又は支店等がない場合で競争参加を希望する地域には「×」を記載し、その他は空欄とします。

(2) 測量等実績調書（様式第３）及び技術者経歴書（様式第４）

各様式末尾の記載要領に従って記載してください。

なお、記載事項が１葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。

(3) 営業所一覧表（様式第５）

申請日現在で作成するとともに、様式末尾の記載要領に従って記載してください（「営業区域」欄については、記載を要しない。）。

なお、記載事項が１葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。

また、営業所の所在地が北海道の場合において、それぞれの総合振興局又は振興局の所管区域の別は、別添「北海道行政区画対応表」のとおりとします。

(4) 登録証明書等

前記５の(7)に掲げた各登録についての登録官署が発行する証明書をいいます（証明年月日が申請書提出時から３か月以内のものに限る。(9)参照）。

ア　測量業者・・測量業者登録証明書

イ　建築士事務所・・建築士事務所登録証明書

ウ　建設コンサルタント・・建設コンサルタント登録（通知）

エ　地質調査業者・・地質調査業者登録（通知）

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

(5) 登記事項証明書（法人のみ提出）

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第６条第５号から第９号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第 10 条に規定する書面をいう。）をいいます（証明年月日が申請書提出時から３か月以内のものに限る。(9)参照）。

(6) 財務諸表類（１年分）

申請者が自ら作成している直前１年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあっては、これらに類する書類）をいいます。

(7) 測量法第５５条の８による書類を国土交通大臣に提出し、その写しを提出したものである場合には、測量等実績調書、技術者経歴書、営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等及び財務諸表類の添付を省略することができます。

また、建設コンサルタント登録規程第７条、地質調査業者登録規程第７条又は補償コンサルタント登録規程第７条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、測量等実績調書、技術者経歴書、営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等及び財務諸表類の添付を省略することができます（(9)参照）。

(8) 納税証明書

直前１年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書で、国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第９号書式（その２）に加え、同規則別紙第９号書式（その３）又は（その３の２）若しくは（その３の３）をいいます（証明年月日が申請書提出時から３か月以内のものに限る。(9)参照）。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第９号書式その２	「申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）」「法人税（法人の場合）」についての所得金額の証明	◎	◎
法人税の申告に関する申出書（様式第８）及び提出義務がないことを示す書類	新設法人等の理由により、「別紙第９号書式その２」が取得できない場合に提出		△
所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書（様式第９）及び提出義務がないことを示す書類	納付すべき税額がない等の理由により、「別紙第９号書式その２」が取得できない場合に提出	△	
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の２	「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３の３	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第９号書式その３	未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○

注１　できる限り「◎」のついた証明書を提出すること。

注２　「△」の様式は「別紙第９号書式その２」が取得できない場合のみ提出すること。

注３　「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。

注４　県民税又は法人事業税に係る証明とは異なります。

注５　納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という内容が記載されていること。

注６　納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されてい

ないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出すること。

(9) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が発行した証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法によりほぼ原寸大で、かつ、鮮明に複写したものに限り、写しにより提出して差し支えありません。

(10) 委任状（様式第６）

代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出してください。

7　外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 申請書の「08 本社（店）住所」欄については、本社（本店）の所在する国名及び所在地名を記載してください。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。

(2) 申請書の「09 商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要です。

(3) 登記事項証明書又は納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面を提出してください。

(4) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。

(5) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

8　参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係るものです。

9　資格決定通知後に登録内容に変更があった場合の届出

次の(1)の届出事項に変更があった場合には、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（様式第７）を、(2)の添付書類（写しによる提出可）と併せて、郵送又は持参により提出してください。郵送による提出の場合で、受領確認のため受付日付印が押された写しの返送を希望する場合は、その旨を付記した変更届の写し及び返送用封筒（所要の切手を貼付する。）を同封してください。（別紙２変更事項一覧表を参照）

(1) 届出事項

ア　本社（店）住所

イ　商号又は名称

ウ　電話、ＦＡＸ番号又はメールアドレス

エ　法人であるときはその代表者の氏名、個人であるときはその者の氏名（氏名については必ずフリガナを付すこと。）

オ　営業所の名称、所在地、電話又はＦＡＸ番号

カ　競争参加を希望する地域

キ　許可・登録等の状況

(ｱ) 法人の消滅、解散又は廃業

(ｲ) 個人の死亡又は廃業
(ｳ) 登録した業種の一部廃業

(2) 添付書類

ア　法人の本社（店）住所、商号又は名称及び代表者に係る変更の場合は、登記事項証明書写し

イ　個人の住所及び氏名に係る変更の場合は、住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）写し

ウ　営業所の名称、所在地に係る変更の場合は、国土交通大臣に提出した届及び受理を証明する書類の写し及び新たに作成した営業所一覧表（様式第５）

エ　競争参加を希望する地域に係る変更の場合は、新たに作成した業態調書（様式第２）

オ　許可・登録等の状況に係る変更の場合は、許可・登録等の証明書の写し

(3) 提出先

別紙１「提出場所一覧表」のとおり

※　インターネット方式による申請を行った場合は、「全国での受注を希望する者又は上記の受付対象区分のいずれにも該当しない者」の区分として、最高裁判所事務総局経理局営繕課契約第一係に提出してください。

１０　新たに業種を追加する場合の手続

新たに業種の追加をする場合は、再度資格審査を行う必要があるため、新規登録と同じ申請手続を要します。その場合には、本要領「５　申請書（様式第１の１、２及び３）の作成方法」以下の記載に従って、各書類を作成の上、最高裁判所事務総局経理局営繕課契約第一係に送付してください。

申請に関する問い合わせ先
〒102-8651　東京都千代田区隼町４－２
最高裁判所事務総局経理局営繕課契約第一係
電話番号：03-4235-4209
受付時間：午前９時３０分から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

（別紙１）

提　出　場　所　一　覧　表

受　付　対　象	提出場所	郵便番号・住所	電話番号
東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	東京高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒100-8933 東京都千代田区霞が関1-1-4	03-3581-1546
大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	大阪高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒530-8521 大阪府大阪市北区西天満2-1-10	06-6316-2553
愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	名古屋高等裁判所事務局 会計課営繕係	〒460-8503 愛知県名古屋市中区三の丸1-4-1	052-203-0162
広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	広島高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀2-43	082-221-2449
福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	福岡高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒810-8608 福岡県福岡市中央区六本松4-2-4	092-781-3731
宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	仙台高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒980-8638 宮城県仙台市青葉区片平1-6-1	022-745-6249
北海道に本社があり、主として北海道内での受注を希望する者	札幌高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西11	011-290-2109
香川県、徳島県、高知県、愛媛県に本社があり、主としてこれらの地域内での受注を希望する者	高松高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒760-8586 香川県高松市丸の内1-36	087-851-1647
・全国での受注を希望する者又は上記の受付対象区分のいずれにも該当しない者 ・再認定を希望する者 ・廃業及び業種の一部廃業を希望する者	最高裁判所 事務総局経理局 営繕課契約第一係	〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2	03-4235-4209

（別紙２）

変　更　事　項　一　覧　表

	変　更　事　項	添　付　書　類
①	住所	法人の場合は登記事項証明書 個人の場合は住民票又は戸籍謄本
②	商号又は名称	
③	電話、ＦＡＸ番号又はメールアドレス	不要
④	法人であるときはその代表者の氏名 個人であるときはその者の氏名	法人の場合は登記事項証明書 個人の場合は住民票又は戸籍謄本
⑤	営業所の名称、所在地、電話又はＦＡＸ番号	国土交通大臣に提出した届及び受理を証明する書類（届出を要しない変更の場合は不要） 変更部分に係る新たに作成した営業所一覧表
⑥	競争参加を希望する地域	変更部分に係る新たに作成した業態調書
⑦	法人の消滅、解散又は廃業	国土交通大臣に提出した廃業届及び受理を証明する書類（届出を要しない変更の場合は不要）
	個人の死亡又は廃業	
	登録した業種の一部廃業	

※　添付書類はいずれも写しでよい。

（別添）

北海道行政区画対応表

名称	所管区域
石狩振興局	札幌市
	江別市
	千歳市
	恵庭市
	北広島市
	石狩市
	当別町
	新篠津村
渡島総合振興局	函館市
	北斗市
	松前町
	福島町
	知内町
	木古内町
	七飯町
	鹿部町
	森町
	八雲町
	長万部町
檜山振興局	江差町
	上ノ国町
	厚沢部町
	乙部町
	奥尻町
	今金町
	せたな町
後志総合振興局	小樽市
	島牧村
	寿都町
	黒松内町
	蘭越町
	ニセコ町
	真狩村
	留寿都村
	喜茂別町
	京極町
	倶知安町
	共和町
	岩内町
	泊村
	神恵内村
	積丹町
	古平町
	仁木町
	余市町
	赤井川村
空知総合振興局	夕張市
	岩見沢市
	美唄市
	芦別市
	赤平市
	三笠市
	滝川市
	砂川市
	歌志内市
	深川市
	南幌町
	奈井江町
	上砂川町
	由仁町
	長沼町
	栗山町
空知総合振興局	月形町
	浦臼町
	新十津川町
	妹背牛町
	秩父別町
	雨竜町
	北竜町
	沼田町
上川総合振興局	旭川市
	士別市
	名寄市
	富良野市
	幌加内町
	鷹栖町
	東神楽町
	当麻町
	比布町
	愛別町
	上川町
	東川町
	美瑛町
	上富良野町
	中富良野町
	南富良野町
	占冠村
	和寒町
	剣淵町
	下川町
	美深町
	音威子府村
	中川町
留萌振興局	留萌市
	増毛町
	小平町
	苫前町
	羽幌町
	初山別村
	遠別町
	天塩町
宗谷総合振興局	稚内市
	幌延町
	猿払村
	浜頓別町
	中頓別町
	枝幸町
	豊富町
	礼文町
	利尻町
	利尻富士町
オホーツク総合振興局	北見市
	網走市
	紋別市
	美幌町
	津別町
	斜里町
	清里町
	小清水町
	訓子府町
	置戸町
	佐呂間町
	遠軽町
	湧別町
オホーツク総合振興局	滝上町
	興部町
	西興部村
	雄武町
	大空町
胆振総合振興局	室蘭市
	苫小牧市
	登別市
	伊達市
	豊浦町
	壮瞥町
	白老町
	厚真町
	洞爺湖町
	安平町
	むかわ町
日高振興局	日高町
	平取町
	新冠町
	浦河町
	様似町
	えりも町
	新ひだか町
十勝総合振興局	帯広市
	音更町
	士幌町
	上士幌町
	鹿追町
	新得町
	清水町
	芽室町
	中札内村
	更別村
	大樹町
	広尾町
	幕別町
	池田町
	豊頃町
	本別町
	足寄町
	陸別町
	浦幌町
釧路総合振興局	釧路市
	釧路町
	厚岸町
	浜中町
	標茶町
	弟子屈町
	鶴居村
	白糠町
根室振興局	根室市
	別海町
	中標津町
	標津町
	羅臼町